

○地方独立行政法人岡山市立総合医療センター職員給与規程

平成26年 4月 1日
平成26年11月28日
平成27年 8月25日
平成27年11月17日
平成27年12月17日
平成28年 3月24日
平成29年 2月 1日
平成29年 4月 1日
平成31年 3月20日
令和 元年10月 1日
令和 2年 7月 1日
令和 4年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人岡山市立総合医療センター職員就業規則（以下「就業規則」という。）第60条の規定に基づき、職員（就業規則第2条第1項に規定する職員をいう。）の給与に関する事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、給料及び手当とする。

- 2 給料は、就業規則第35条の規定による勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、給料月額とする。
- 3 手当は、扶養手当、地域手当、住居手当、医師業務手当、自己研鑽所定外勤務手当、固定所定外勤務手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、年度末特別手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。)及び資格手当とする。

(給料表)

第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲はそれぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 事務職給料表（別表第1）
- (2) 医療職給料表（別表第2）
 - ア 医療職給料表（1）
 - イ 医療職給料表（2）
 - ウ 医療職給料表（3）

(3) 技能専門職給料表（別表第3）

- 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを前項の給料表（以下「給料表」という。）に定める職務の級に分類するものとし、その内容は、別に定める基準に従い決定する。
- 3 理事長は、すべての職員の職を前項の規定により定められた級のいずれかに決定し、給料表により職員に給料を支給しなければならない。

(復職時における号給の調整)

第4条 休職にされた職員が復職した場合、又は就業禁止を命ぜられた職員が、その命令を解除された場合において、他の職員との権衡上必要と認めるときは、復職した日以後において別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

(号給の決定)

第5条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、別に定める初任給の基準に従い決定する。ただし、就業規則第50条の規定により規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)の給料月額については、その者の受ける号給に応じた額に、就業規則第35条の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下「算出率」という。)を乗じて得た額とする。

- 2 職員がいずれかの職務の級から他の職務の級に移った場合又はいずれかの職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、別に定めるところにより決定する。ただし、育児短時間勤務職員等の給料月額については、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

(昇給の基準)

第6条 職員の昇給は、別に定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定めるものにあつては、3号給)とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。ただし、育児短時間勤務職員等の給料月額については、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。
- 3 55歳(医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあつては、57歳)を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして別に定めるものにあつては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。

- 4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことはできない。
- 5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 6 前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(再雇用職員の給料)

第7条 就業規則第18条の規定により採用された職員(以下「再雇用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再雇用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 前項の規定により採用された職員のうち、選考により一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職(当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のもを占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。)や、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用ができる。当該職員(以下「再雇用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、就業規則第35条の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(50円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額とし、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた金額とする。)とする。

(任期付職員の給料)

第7条の2 就業規則第18条の2の規定により任期を定めて採用された職員(以下「任期付職員」という。)の給料月額は、別に定める。

- 2 任期付職員のうち短時間勤務(当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のもを占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。)の職に従事する職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前項の規定による給料月額に、就業規則第35条の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(50円未満の端数があるときはこれを切り捨てた金額とし、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた金額とする。)とする。

(扶養手当)

第8条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主として、その職員の扶養を受けているものをいう。
 - (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
 - (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
 - (3) 60歳以上の父母及び祖父母
 - (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 精神又は身体に重度の障害がある者で別に定めるもの

3 扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については1人につき6,500円(職員に配偶者が不在の場合にあってはそのうち1人については11,000円)とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第9条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。)を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者が不在職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第1号に該当する場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出

に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(地域手当)

第10条 地域手当は、すべての職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の3(医療職給料表(1)の適用を受ける職員は100分の16)を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第11条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額11,900円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(法人が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。)

(2) 第14条第1項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額11,900円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から11,900円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,100円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前2項の規定にかかわらず、自ら居住している住宅について第1項第1号に該当しない職員(別に定める職員を除く。)に対し住居手当を支給するものとし、その月額は、新

築または購入がなされた日（以下「取得日」という。）から5年を経過した住宅に居住している者については1,500円と、取得日から5年を経過していない住宅に居住している者については4,000円とする

4 前3項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
(医師業務手当)

第12条 医療職給料表(1)の適用を受ける職員には、月額60,000円支給する。
(自己研鑽所定外勤務手当)

第12条の2 医療職給料表(1)の適用を受ける職員には、自己研鑽にかかる所定外労働時間に対して月額185,000円を超えない範囲内の額を支給する。

2 前項の規定による自己研鑽所定外勤務手当の支給額その他自己研鑽所定外勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(固定所定外勤務手当)

第12条の3 医療職給料表(1)の適用を受ける職員で就業規則第35条の2第3項に定める勤務不要日にあらかじめ勤務を要する場合には1回につき25,000円を超えない範囲で支給する。

2 前項の規定による固定所定外勤務手当の支給額その他固定所定外勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第13条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(別に定める職員以外の職員であって、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に該当する職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(別に定める職員以外の職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に該当する職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とするもので自動車等をあわせて使用することを常例とする職員(別に定める職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員を除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間

につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次の表の左欄に掲げる通勤距離の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ同表の右欄に定める額(就業規則第51条の規定により修学部分休業の承認を受けた職員、就業規則第52条の規定により高齢者部分休業の承認を受けた職員、育児短時間勤務職員等、再雇用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して別に定める職員にあっては、その額から、その額に別に定める割合を乗じて得た額を減じた額)

通勤距離	支給額
2キロメートル未満	3,800円
2キロメートル以上5キロメートル未満	5,100円
5キロメートル以上10キロメートル未満	7,200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	9,100円
15キロメートル以上20キロメートル未満	11,500円
20キロメートル以上25キロメートル未満	13,800円
25キロメートル以上30キロメートル未満	16,100円
30キロメートル以上35キロメートル未満	18,100円
35キロメートル以上40キロメートル未満	20,500円
40キロメートル以上45キロメートル未満	22,800円
45キロメートル以上50キロメートル未満	23,700円
50キロメートル以上55キロメートル未満	24,600円
55キロメートル以上60キロメートル未満	25,500円
60キロメートル以上	26,400円

- (3) 前項第3号に掲げる職員 1月当たりの運賃等相当額及び別に定めるものを除き自動車等の使用距離が1キロメートル以上の区間についてその合計距離に応じ前号の規定により算出した額の合計額(その額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

- 3 事業場を異にする異動等に伴い、所在する地域を異にする事業場に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるものうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動等の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線

鉄道等」という。)でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の月額、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、同項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額について準用する。

5 通勤手当は、支給単位期間(別に定める通勤手当にあつては、別に定める期間)に係る最初の月の別に定める日に支給する。

6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1月)をいう。

(単身赴任手当)

第14条 事業場を異にする異動等に伴い、住居を移転し、別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員及び別に定める職員で、別に定めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。

2 単身赴任手当の月額は、23,000円(別に定める職員にあつては、その額に、別に定める額を加算した額)とする。

3 前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特殊勤務手当)

第15条 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、

別に定める。

(給与の減額)

第16条 職員が正規の勤務時間に勤務しないときは、休暇の場合その他勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(時間外勤務手当)

第17条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条第3項に規定する休日等を除く。次項において同じ。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 育児短時間勤務職員等、再雇用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合」とあるのは「100分の100」とする。

3 第1項の規定にかかわらず、就業規則第36条第2項の規定により、あらかじめ同条第1項及び第2項までの規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(別に定める時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、再雇用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、就業規則第36条第2項の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間が1月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分

の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

5 時間外代休時間を指定された場合において、当該時間外代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)から第1項に規定する別に定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

6 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する別に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(休日勤務手当)

第18条 職員には、正規の勤務日が休日等に当たっても正規の給与を支給する。

2 休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

3 前2項の休日等とは、就業規則第38条に規定する休日(就業規則第39条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。第23条第1項において「休日等」という。)及び理事長が指定する日をいう。

(夜間勤務手当)

第19条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を夜間勤務手当として支給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第20条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び各種手当(月額で支給するものに限る)の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから147時間15分を減じたもので除して得た額とする。

(宿日直手当)

第21条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、次に定める宿日直手当を支給する。ただし、理事長が必要と認めるものについては、別に定める。

(1) 宿直勤務1回につき 5,400円

(2) 日直勤務1回につき 5,400円 ただし、半日直勤務は2,700円

(管理職手当)

第22条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち別表第4に定める者に対し、その職務の特殊性に基づき支給する。

2 前項の規定により支給する管理職手当の額は、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額 $\frac{100}{100}$ の $\frac{25}{100}$ を超えないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第23条 前条第1項に規定する職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業規則第36条の規定に基づく週休日又は休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、次に掲げる管理職手当の支給の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、前項の規定による勤務に従事する時間が2時間に満たない場合は、当該各号に掲げる額に $\frac{100}{100}$ の $\frac{50}{100}$ を、勤務に従事した時間が6時間を超える勤務にあっては、その額に $\frac{100}{100}$ の $\frac{150}{100}$ を乗じて得た額とする。

(1) 1種及び2種 12,000円

(2) 3種及び4種 10,000円

(3) 5種 8,000円

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(災害派遣手当)

第24条 災害派遣手当は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条(同法第183条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)に規定する職員又は理事長がこれに準ずると認める職員が、住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要する場合に、当該職員に対して支給する。

2 災害派遣手当の日額は、本市の区域に滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、次の表に掲げる額とする。

利用施設の区分 本市の区域に滞在した期間	公用の施設又はこれに準ずる施設	その他の施設
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

3 前2項に規定するもののほか、災害派遣手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(資格手当)

第25条 資格手当は、その資格が業務に直接に役立つと理事長が認める資格を持ち、その職務に就く者に対し支給する。

2 資格手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第26条 第17条、第18条第2項及び第19条の規定は、第22条第1項に規定する職員には適用しない。

(給与の支給)

第27条 すべての給与の計算期間(以下「給与期間」という。)は月の1日から末日までとし、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、医師業務手当、自己研鑽所定外勤務手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当のうち資格に関する手当、管理職手当及び資格手当は、その月分をその月の25日に支給し、資格に関する手当を除く特殊勤務手当、固定所定外勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び災害派遣手当は、その月分を翌月の25日に支給する。ただし、それぞれの支給日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日に繰り上げて支給することができる。

2 前項の給与は、理事長が特に必要と認めたときは、これを繰り上げて支給することができる。

3 職員が退職し、又は死亡したときは、前項の規定にかかわらず支給することができる。

第28条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から就業規則第36条第2項本文の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第29条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第13条第1項第2号の規定に該当するものとして休職にされたときは、その休職の期間中は給与の全額を支給する。

2 職員が前項に掲げる負傷又は疾病以外の心身の故障により就業規則第13条第1項第

2号の規定に該当するものとして休職にされたときは、その期間が1年に達するまでは、これに給与(給料, 扶養手当, 地域手当及び住居手当をいう。以下この条及び第38条において同じ。)及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。ただし、当該休職と同一または類似の事由により再度休職にされた場合にはこの限りではない。

- 3 職員が就業規則第13条第1項第1号の規定に該当するものとして休職にされたときは、その休職の期間中これに給与の100分の60を支給する。
- 4 職員が就業規則第13条第1項第3号から第5号の規定に該当するものとして休職にされたときは、その休職の期間中これに給与及び期末手当の100分の70以内を支給することができる。ただし、同条第1項第5号の規定に該当するものとして休職にされたときは、業務上の災害と認められた場合に限り、その期間中これに給与及び期末手当の全額を支給することができる。
- 5 休職者に対しては、別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 6 第2項及び第4項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第33条第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、若しくは就業規則第19条第2項第1号の規定により解雇され、又は死亡したときは、第33条第1項の規定により理事長が定める日に、第2項及び第4項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、理事長が定める職員については、この限りでない。
- 7 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第34条及び第35条の規定を準用する。この場合において、第34条中「前条第1項」とあるのは、「第29条第6項」と読み替えるものとする。

(在籍専従職員に対する給与の不支給)

第30条 職員が就業規則第29条の規定に基づき、理事長の許可を受けて、労働組合の業務にもっぱら従事する場合は、その許可が効力を有する間、いかなる給与も支給しない。

(給与からの控除)

第31条 労働基準法第24条の規定に基づき、次の各号に掲げるものについては、職員の給料その他の給与を支給する際、職員の給料その他の給与からこれらに相当する金額を控除することができる。

- (1) 厚友会その他当該団体に対して支払うべきもの
- (2) 団体取扱契約に係る生命保険の保険料
- (3) 積立貯金
- (4) 労働金庫貸付金の償還金
- (5) 岡山市町村職員共済組合貸付金の償還金
- (6) 職員の福利厚生を目的とする物資の購入代金

- (7) 職員相互間の親睦の会の会費
- (8) 労働組合の団体費
- (9) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるもので、理事長が認めるもの

(給与の口座振込)

第32条 給与は、職員から申出があった場合には、口座振込の方法により支払うことができる。

(期末手当)

第33条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第35条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において理事長が定める日(次条及び第35条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第19条第2項第1号の規定により解雇され、又は死亡した職員(第29条第6項の規定の適用を受ける職員及び理事長が定める職員を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。ただし、育児短時間勤務職員等については、「給料」とあるのは「給料の月額を算出率で除して得た額」とする。

5 事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が2級以上で別に定めるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の等級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の

期末手当基礎額とする。ただし、育児短時間勤務職員等については、「給料の月額」とあるのは「給料の月額を算出率で除して得た額」とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、理事長が定める。

第34条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第63条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第19条第2項各号の規定により解雇した職員(就業規則第19条第2項第1号に該当して解雇した職員を除く。)

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第35条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第5項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を行った場合には、当該一時差止処分を受けた者に文書を交付しなければならない。

3 前項の文書の交付は、一時差止処分を受けた者の所在を知ることができない場合においては、その内容を公示することをもってこれに代えることができるものとし、公示された日から2週間を経過した時に文書の交付があつたものとみなす。

4 一時差止処分を受けた者は、処分説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した

後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

6 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

7 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

8 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が定める。
(勤勉手当)

第36条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において理事長が定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第19条第2項第1号の規定により解雇し、又は死亡した職員(理事長が定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が定める基準の割合を乗じて得た額とする。この場合において、法人の職員全体に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の80を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。ただし、育児短時間勤務職員等については、「給料の月額」とあるのは「給料の月額を算出率で除して得た額」とする。
- 4 第33条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第36条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第34条中「前条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第36条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する理事長が定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(年度末特別手当)

第36条の2 年度末特別手当は、法人の業務実績を考慮し、理事長の決定に基づき支給することができる。

2 前項の規定に基づき支給が決定した場合には、年度末特別手当の支給基準、支給対象職員その他支給に関し必要な事項を適宜、理事長が別に定める。

(再雇用職員及び任期付短時間勤務職員についての適用除外)

第37条 第8条、第9条、第11条、第12条、第12条の2、第12条の3、第14条の規定及び別の規程で定める退職手当は、再雇用員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。

(就業禁止者の給与)

第38条 就業禁止を命ぜられた職員に対しては、その命ぜられた期間が1年に達するまでは、これに給与及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

(臨時に雇い入れる者の給与)

第39条 臨時に雇い入れる者の給与については、他の職員との権衡を考慮し、理事長が別に定める。

(委任)

第40条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

- 2 削除
- 3 削除

附 則

(施行期日等)

- 1 第7条の2, 第10条第2項, 第11条, 第12条第1項, 第13条第2項第2号, 第36条第2項及び別表第1から第3の改正規定は, 平成26年12月1日から施行する。
- 2 第10条第2項, 第11条, 第12条第1項, 第13条第2項第2号の改正規定は, 平成26年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与規程の規定を適用する場合には, 改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は, 改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 第36条第2項の改正規定は, 平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 別表第4の改正規定は, 平成27年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 第10条第2項, 第36条第2項第1号及び同項第2号に関する規定の改正は平成27年12月1日から施行する。
- 2 第10条第2項の改正規定は, 平成27年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 第12条第1項に関する規定の改正は平成28年2月1日から施行する。
- 2 第12条第1項の改正規定は, 平成27年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 第10条第2項, 第36条第2項第1号及び同項第2号に関する規定の改正は平成2

8年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 第12条及び第20条に関する規定の改正は平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 第2条、第12条、第12条の2、第12条の3及び第37条に関する規定の改正は令和元年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 第3条及び第29条に関する規定の改正は令和2年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 第2条、第25条及び第27条に関する規定の改正は令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）事務職給料表

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	137,600	224,600	263,500	290,700	322,100	367,500	414,100	465,600
2	138,700	226,500	265,600	293,000	324,400	370,100	416,600	468,700
3	139,900	228,400	267,600	295,300	326,700	372,700	419,100	471,800
4	141,000	230,200	269,700	297,600	329,000	375,300	421,600	474,900
5	142,100	231,900	271,700	299,700	331,300	377,500	423,500	477,900
6	143,200	233,800	273,800	302,000	333,400	380,000	425,800	481,000
7	144,300	235,700	275,900	304,300	335,600	382,500	428,000	484,100
8	145,400	237,500	278,000	306,600	337,800	385,000	430,200	487,200
9	146,500	239,200	280,100	308,800	340,000	387,600	432,300	490,000
10	147,900	241,100	282,200	311,100	342,200	390,300	434,400	493,100
11	149,200	242,900	284,300	313,400	344,400	393,000	436,500	496,100
12	150,500	244,800	286,400	315,700	346,600	395,700	438,700	499,200
13	151,800	246,500	288,500	317,900	348,600	398,200	440,500	501,900
14	153,300	248,400	290,600	320,100	350,700	400,500	442,400	504,300
15	154,800	250,200	292,700	322,300	352,800	402,800	444,400	506,600
16	156,400	252,000	294,800	324,500	354,900	405,200	446,400	509,000
17	157,700	253,700	296,800	326,600	356,800	407,100	448,300	511,300
18	159,200	255,700	298,900	328,700	358,800	409,100	450,100	512,800
19	160,700	257,700	301,000	330,800	360,800	411,000	451,900	514,300
20	162,200	259,700	303,100	332,800	362,700	412,900	453,700	515,700
21	163,600	261,600	305,200	334,900	364,800	414,800	455,500	516,900
22	166,300	263,500	307,300	337,000	366,700	416,600	457,000	518,400
23	168,900	265,400	309,400	339,100	368,700	418,500	458,500	519,900
24	171,500	267,200	311,500	341,200	370,700	420,500	460,000	521,400
25	174,200	269,200	313,400	342,800	372,700	422,300	461,400	522,600
26	175,900	271,100	315,500	344,800	374,700	423,800	462,700	523,700
27	177,600	273,000	317,600	346,800	376,700	425,400	464,000	524,900
28	179,300	274,900	319,700	348,800	378,700	427,000	465,200	526,100
29	180,800	276,700	321,700	350,600	380,300	428,600	466,200	527,200
30	182,600	278,600	323,800	352,500	382,100	429,900	466,900	528,100
31	184,400	280,500	325,900	354,400	383,900	431,200	467,700	529,000
32	186,100	282,400	328,000	356,300	385,600	432,500	468,400	529,900
33	187,700	284,100	329,600	358,200	387,400	433,700	469,100	530,700
34	189,500	286,000	331,600	360,000	388,800	435,000	469,900	531,600
35	191,300	287,900	333,700	361,800	390,400	436,300	470,600	532,500
36	193,100	289,800	335,800	363,500	392,000	437,500	471,400	533,200
37	194,700	291,500	337,700	365,000	393,500	438,700	472,200	534,100
38	196,500	293,300	339,700	366,300	394,700	439,500	472,900	535,000
39	198,300	295,100	341,700	367,700	395,900	440,300	473,700	535,900
40	200,100	296,900	343,700	369,100	397,100	441,100	474,500	536,800
41	201,800	298,700	345,600	370,600	398,200	441,700	475,300	537,700
42	203,600	300,400	347,500	371,500	399,400	442,400	476,000	
43	205,400	302,100	349,400	372,600	400,600	443,100	476,800	
44	207,200	303,800	351,300	373,700	401,800	443,800	477,400	
45	208,800	305,500	352,800	374,500	402,500	444,600	478,200	
46	210,700	307,200	354,300	375,400	403,200	445,400		
47	212,600	308,900	355,800	376,300	403,900	446,100		
48	214,500	310,600	357,300	377,200	404,600	446,900		
49	216,300	311,800	359,000	378,200	405,200	447,500		
50	218,200	313,400	359,800	379,000	405,900	448,200		
51	220,100	315,000	361,000	379,800	406,600	449,000		
52	222,000	316,600	362,000	380,600	407,300	449,800		
53	223,700	318,300	362,900	381,300	408,000	450,400		
54	225,600	319,900	364,000	382,000	408,700	451,200		
55	227,500	321,500	365,000	382,700	409,400	452,000		
56	229,400	323,100	366,100	383,400	410,000	452,600		

57	231,000	324,600	367,000	383,900	410,600	453,200		
58	232,800	325,800	367,700	384,500	411,200	454,000		
59	234,500	327,000	368,400	385,200	411,800	454,800		
60	236,300	328,200	369,100	385,900	412,400	455,600		
61	237,700	329,000	369,600	386,300	412,900	456,200		
62	239,200	329,900	370,200	387,000	413,600			
63	240,700	330,700	370,900	387,600	414,200			
64	242,200	331,500	371,600	388,200	414,800			
65	243,600	332,400	371,900	388,700	415,100			
66	245,100	332,800	372,600	389,300	415,700			
67	246,600	333,600	373,300	389,900	416,400			
68	248,200	334,400	374,000	390,500	416,900			
69	249,500	335,200	374,400	390,900	417,400			
70	251,100	335,900	375,000	391,500	418,100			
71	252,700	336,600	375,700	392,200	418,800			
72	254,300	337,300	376,300	392,800	419,500			
73	255,700	337,800	376,700	393,100	420,000			
74	257,100	338,400	377,300	393,800	420,700			
75	258,200	339,000	378,000	394,500	421,400			
76	259,250	339,600	378,600	395,000	422,100			
77	260,300	339,900	379,000	395,400	422,600			
78	261,075	340,400	379,500	396,100				
79	261,850	340,800	380,100	396,800				
80	262,625	341,300	380,600	397,500				
81	263,400	341,700	381,100	398,000				
82	264,075	342,200	381,700	398,700				
83	264,750	342,700	382,300	399,400				
84	265,425	343,200	382,700	400,100				
85	266,100	343,600	383,300	400,600				
86	266,725	344,000	383,900					
87	267,350	344,500	384,500					
88	267,975	344,900	385,100					
89	268,600	345,200	385,800					
90	269,150	345,600	386,400					
91	269,700	346,100	387,000					
92	270,250	346,500	387,600					
93	270,800	346,700	388,300					
94	271,300	347,100						
95	271,800	347,600						
96	272,300	348,000						
97	272,800	348,100						
98	273,250	348,600						
99	273,700	349,100						
100	274,150	349,400						
101	274,600	349,700						
102	275,000	350,100						
103	275,400	350,500						
104	275,800	350,900						
105	276,200	351,400						
106	276,550	351,800						
107	276,900	352,200						
108	277,250	352,600						
109	277,600	353,100						
110	277,950	353,500						
111	278,300	353,900						
112	278,650	354,200						
113	279,000	354,700						
114	279,275							
115	279,550							
116	279,825							

117	280, 100							
118	280, 375							
119	280, 650							
120	280, 925							
121	281, 200							
122	281, 425							
123	281, 650							
124	281, 875							
125	282, 100							
126	282, 325							
127	282, 550							
128	282, 775							
129	283, 000							
130	283, 175							
131	283, 350							
132	283, 525							
133	283, 700							
134	283, 875							
135	284, 050							
136	284, 225							
137	284, 400							
138	284, 550							
139	284, 700							
140	284, 850							
141	285, 000							
142	285, 150							
143	285, 300							
144	285, 450							
145	285, 600							
146	285, 725							
147	285, 850							
148	285, 975							
149	286, 100							
150	286, 200							
151	286, 300							
152	286, 400							
153	286, 500							
154	286, 600							
155	286, 700							
156	286, 800							
157	286, 900							

別表第2（第3条関係）医療職給料表
了 医療職給料表(1)

	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	240,100	325,700	392,600	468,600	564,000
2	242,600	328,800	395,500	470,900	567,100
3	245,100	331,900	398,400	473,200	570,200
4	247,600	335,000	401,300	475,500	573,300
5	249,900	337,800	404,000	477,800	576,200
6	253,700	341,100	406,800	480,000	578,600
7	257,500	344,400	409,600	482,200	581,000
8	261,300	347,700	412,400	484,400	583,400
9	264,900	350,700	415,000	486,500	585,600
10	268,900	353,900	417,700	488,600	587,100
11	272,900	357,100	420,400	490,700	588,600
12	276,900	360,300	423,100	492,800	590,100
13	280,700	363,400	425,600	494,900	591,600
14	284,700	367,100	428,100	497,000	592,700
15	288,700	370,700	430,500	499,100	593,800
16	292,700	374,400	433,000	501,200	594,700
17	296,500	378,000	435,200	503,300	595,900
18	300,100	380,700	437,600	505,300	596,900
19	303,700	383,500	440,000	507,300	597,900
20	307,300	386,300	442,400	509,300	598,900
21	311,000	389,200	444,500	511,100	599,900
22	314,800	391,800	446,900	512,900	
23	318,500	394,400	449,300	514,800	
24	322,200	397,000	451,600	516,700	
25	325,800	399,400	453,800	518,400	
26	328,600	401,700	456,100	520,200	
27	331,400	404,000	458,400	522,000	
28	334,200	406,300	460,700	523,800	
29	337,000	408,700	462,900	525,700	
30	339,400	410,800	465,200	527,500	
31	341,800	412,800	467,500	529,300	
32	344,200	414,900	469,800	531,100	
33	346,600	417,000	471,800	532,700	
34	349,100	419,000	473,900	534,500	
35	351,500	421,000	476,000	536,200	
36	354,000	423,000	478,100	538,000	
37	356,400	425,100	480,200	539,600	
38	358,800	427,100	482,000	541,200	
39	361,200	429,100	483,800	542,600	
40	363,600	431,100	485,600	544,200	
41	365,900	433,100	487,300	545,700	
42	367,400	434,900	489,100	547,100	
43	368,900	436,700	490,900	548,500	
44	370,400	438,500	492,700	549,800	
45	371,900	440,400	494,300	551,000	
46	373,300	442,200	496,000	552,000	
47	374,800	444,000	497,800	553,000	
48	376,300	445,800	499,600	554,000	
49	377,600	447,600	501,200	555,000	
50	378,600	449,300	502,500	555,900	
51	379,600	451,100	503,800	556,800	
52	380,600	452,900	505,100	557,700	
53	381,600	454,800	506,400	558,500	
54	382,500	456,000	507,700	559,400	
55	383,400	457,200	509,000	560,300	
56	384,300	458,400	510,300	561,200	

57	385,300	459,600	511,300	562,100	
58	386,200	460,600	512,100	563,000	
59	387,000	461,600	512,900	563,900	
60	387,900	462,600	513,700	564,600	
61	388,700	463,400	514,600	565,500	
62	389,200	464,100	515,400	566,400	
63	389,700	464,800	516,300	567,300	
64	390,200	465,500	517,100	568,200	
65	390,500	466,200	518,000	569,100	
66		466,900	518,900		
67		467,600	519,600		
68		468,300	520,500		
69		468,800	521,400		
70		469,500	522,200		
71		470,200	523,100		
72		470,900	524,000		
73		471,300	524,800		
74		471,900	525,700		
75		472,600	526,600		
76		473,300	527,300		
77		473,700	528,100		
78		474,300	529,000		
79		474,900	529,900		
80		475,400	530,800		
81		476,000	531,600		
82		476,500	532,500		
83		477,000	533,400		
84		477,500	534,300		
85		477,900	535,100		
86		478,500	536,000		
87		478,900	536,900		
88		479,400	537,800		
89		479,900	538,600		
90		480,500			
91		481,100			
92		481,500			
93		482,000			
94		482,600			
95		483,200			
96		483,800			
97		484,300			

イ 医療職給料表(2)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	142,400	215,500	243,700	281,300	330,200	376,400	443,800
2	143,800	217,100	245,300	283,500	332,300	379,100	446,400
3	145,200	218,700	246,900	285,700	334,500	381,800	449,000
4	146,600	220,300	248,500	287,900	336,700	384,500	451,600
5	147,800	221,900	249,900	290,100	338,800	387,000	454,100
6	149,600	223,600	251,500	292,300	341,000	389,700	456,600
7	151,300	225,300	253,000	294,500	343,200	392,400	459,100
8	153,000	227,000	254,600	296,700	345,400	395,100	461,600
9	154,700	228,600	256,000	298,800	347,400	397,300	464,100
10	156,400	230,400	257,500	301,000	349,600	399,600	466,500
11	158,100	232,100	259,000	303,200	351,800	401,800	469,100
12	159,900	233,800	260,500	305,400	354,000	404,100	471,600
13	161,400	235,600	261,900	307,600	355,700	406,200	474,100
14	163,300	237,200	263,800	309,700	357,700	408,200	475,600
15	165,300	238,800	265,700	311,800	359,700	410,300	476,900
16	167,200	240,400	267,500	313,900	361,700	412,500	478,400
17	169,100	241,800	269,200	316,100	363,700	414,300	480,000
18	171,900	243,400	271,100	318,200	365,800	416,300	481,400
19	174,700	244,900	273,000	320,300	367,800	418,400	482,900
20	177,500	246,500	274,900	322,400	369,900	420,500	484,400
21	180,300	248,000	276,700	324,400	371,700	422,300	485,900
22	181,900	249,500	278,600	326,400	373,800	423,900	487,400
23	183,500	251,000	280,500	328,400	375,900	425,500	488,900
24	185,100	252,500	282,400	330,400	378,000	427,100	490,200
25	186,600	253,900	284,300	332,400	379,500	428,600	491,800
26	188,200	255,600	286,200	334,400	381,300	429,900	493,300
27	189,800	257,300	288,100	336,400	383,100	431,200	494,800
28	191,300	259,000	290,000	338,400	384,900	432,500	496,300
29	192,900	260,700	292,000	340,100	386,700	433,800	497,900
30	194,600	262,500	293,900	341,900	388,200	435,000	499,100
31	196,200	264,300	295,800	343,700	389,900	436,200	500,300
32	197,900	266,100	297,700	345,500	391,600	437,300	501,500
33	199,500	267,600	299,500	347,300	393,000	438,500	502,800
34	201,100	269,400	301,300	349,200	394,300	439,700	503,800
35	202,700	271,200	303,100	351,100	395,600	441,000	504,800
36	204,300	273,000	304,900	353,000	396,900	442,200	505,800
37	205,800	274,600	306,500	354,800	398,000	443,500	506,800
38	207,500	276,300	308,200	356,500	399,200	444,300	
39	209,200	278,000	309,900	358,200	400,300	445,000	
40	210,900	279,700	311,600	359,900	401,500	445,800	
41	212,400	281,400	313,400	361,100	402,300	446,400	
42	214,000	283,100	315,100	362,300	403,100	447,100	
43	215,600	284,800	316,800	363,500	403,900	447,900	
44	217,200	286,500	318,500	364,700	404,700	448,700	
45	218,700	288,200	319,700	365,900	405,100	449,300	
46	220,300	289,900	321,200	366,700	405,800	450,100	
47	221,900	291,600	322,700	367,900	406,500	450,900	
48	223,500	293,300	324,300	369,000	407,200	451,500	
49	225,100	294,700	325,800	370,100	407,900	452,100	
50	226,800	296,300	327,100	371,100	408,600	452,900	
51	228,500	297,900	328,400	372,100	409,300	453,700	
52	230,200	299,500	329,700	373,100	409,900	454,500	
53	231,800	300,900	330,800	373,900	410,500	455,100	
54	233,400	302,400	331,800	374,800	411,100		
55	234,900	303,900	332,900	375,700	411,700		
56	236,500	305,400	334,000	376,600	412,300		

57	238,000	306,700	334,500	377,200	412,800		
58	239,600	308,000	335,400	378,000	413,500		
59	241,200	309,300	336,200	378,800	414,100		
60	242,800	310,700	337,100	379,600	414,800		
61	244,200	312,000	337,900	380,000	415,100		
62	245,700	313,300	338,200	380,700	415,600		
63	247,200	314,600	338,900	381,400	416,300		
64	248,700	315,900	339,600	382,100	417,000		
65	250,100	317,300	340,200	382,600	417,300		
66	251,425	318,100	340,900	383,200			
67	252,350	318,900	341,600	383,900			
68	253,275	319,700	342,300	384,500			
69	254,200	320,300	343,000	385,000			
70	254,850	321,000	343,600	385,500			
71	255,500	321,700	344,200	386,000			
72	256,150	322,300	344,800	386,500			
73	256,800	323,100	345,100	387,100			
74	257,375	323,300	345,700	387,600			
75	257,950	323,900	346,200	388,200			
76	258,525	324,500	346,800	388,800			
77	259,100	325,100	347,300	389,300			
78	259,650	325,600	347,800	389,800			
79	260,200	326,100	348,300	390,400			
80	260,750	326,600	348,800	391,000			
81	261,300	327,200	349,100	391,500			
82	261,800	327,700	349,400	392,100			
83	262,300	328,200	349,800	392,700			
84	262,800	328,700	350,100	393,300			
85	263,300	329,200	350,600	394,000			
86	263,750	329,600	350,900				
87	264,200	329,800	351,200				
88	264,650	330,200	351,500				
89	265,100	330,600	351,900				
90	265,500	331,000	352,200				
91	265,900	331,400	352,600				
92	266,300	331,800	352,900				
93	266,700	332,200	353,300				
94	267,075	332,400	353,600				
95	267,450	332,800	354,000				
96	267,825	333,100	354,300				
97	268,200	333,300	354,600				
98	268,550	333,600	355,000				
99	268,900	333,900	355,400				
100	269,250	334,200	355,800				
101	269,600	334,400	356,300				
102	269,925	334,700	356,700				
103	270,250	335,100	357,100				
104	270,575	335,300	357,500				
105	270,900	335,400	358,000				
106	271,200	335,700					
107	271,500	336,100					
108	271,800	336,300					
109	272,100	336,500					
110	272,350	336,900					
111	272,600	337,300					
112	272,850	337,700					
113	273,100	337,900					
114	273,350						
115	273,600						
116	273,850						

117	274, 100						
118	274, 325						
119	274, 550						
120	274, 775						
121	275, 000						
122	275, 200						
123	275, 400						
124	275, 600						
125	275, 800						
126	275, 975						
127	276, 150						
128	276, 325						
129	276, 500						
130	276, 675						
131	276, 850						
132	277, 025						
133	277, 200						
134	277, 350						
135	277, 500						
136	277, 650						
137	277, 800						
138	277, 950						
139	278, 100						
140	278, 250						
141	278, 400						
142	278, 525						
143	278, 650						
144	278, 775						
145	278, 900						
146	279, 025						
147	279, 150						
148	279, 275						
149	279, 400						
150	279, 500						
151	279, 600						
152	279, 700						
153	279, 800						

ウ 医療職給料表(3)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	155,600	182,900	231,400	256,600	287,200	333,500	379,400
2	157,000	185,000	233,200	257,800	289,200	335,700	382,100
3	158,500	187,100	235,000	259,100	291,200	337,900	384,800
4	159,900	189,200	236,800	260,400	293,200	340,100	387,500
5	161,300	191,300	238,400	261,500	295,000	342,300	389,700
6	162,800	193,600	239,900	262,900	296,900	344,500	392,100
7	164,300	195,900	241,400	264,100	298,800	346,700	394,500
8	165,800	198,200	242,800	265,500	300,700	348,900	396,800
9	167,100	200,600	244,100	266,900	302,700	350,600	398,900
10	168,800	202,000	245,500	268,100	304,600	352,600	401,000
11	170,400	203,400	246,800	269,700	306,500	354,600	403,200
12	172,000	204,800	248,200	271,300	308,400	356,600	405,600
13	173,500	206,200	249,500	272,800	310,100	358,800	407,600
14	175,500	207,700	250,800	274,400	311,900	360,900	409,700
15	177,500	209,200	252,100	276,000	313,700	363,000	411,900
16	179,500	210,500	253,400	277,600	315,500	365,100	414,100
17	181,700	211,900	254,400	279,200	317,400	367,100	416,200
18	183,800	213,400	255,800	280,700	319,100	369,200	418,400
19	185,900	214,900	257,100	282,200	320,800	371,300	420,600
20	188,000	216,400	258,400	283,700	322,500	373,400	422,800
21	190,100	217,800	259,500	285,300	324,100	375,200	424,700
22	192,300	219,500	260,900	286,900	325,700	377,300	426,600
23	194,500	221,200	262,300	288,500	327,300	379,400	428,500
24	196,700	222,900	263,700	290,000	328,900	381,500	430,400
25	198,800	224,300	265,100	291,400	330,600	383,500	432,100
26	200,100	226,000	266,700	293,200	332,100	385,200	433,700
27	201,400	227,700	268,200	295,000	333,600	387,100	435,400
28	202,700	229,400	269,800	296,800	335,200	389,000	437,000
29	203,900	231,200	271,400	298,400	336,600	390,900	438,300
30	205,100	232,700	273,000	300,100	338,100	392,700	439,700
31	206,400	234,200	274,600	301,800	339,600	394,600	441,300
32	207,600	235,600	276,200	303,500	341,100	396,500	442,800
33	208,900	237,000	277,800	305,000	342,800	398,200	444,500
34	210,200	238,400	279,300	306,600	344,400	399,900	446,100
35	211,500	239,800	280,800	308,200	346,000	401,700	447,600
36	212,800	241,200	282,200	309,800	347,600	403,500	449,200
37	214,200	242,500	283,800	311,300	349,300	405,100	450,600
38	215,600	243,800	285,200	312,900	350,900	406,900	452,000
39	217,000	245,100	286,700	314,500	352,500	408,700	453,500
40	218,400	246,400	288,200	316,100	354,100	410,500	455,000
41	219,500	247,400	289,800	317,700	355,300	412,000	456,300
42	220,900	248,700	291,400	319,200	356,800	413,700	457,200
43	222,300	249,900	293,000	320,600	358,300	415,400	458,100
44	223,700	251,200	294,600	322,100	359,800	417,000	458,800
45	225,100	252,300	296,000	323,300	361,400	418,400	459,800
46	226,600	253,700	297,500	324,700	362,500	420,000	460,700
47	228,100	255,100	299,000	326,100	364,000	421,500	461,600
48	229,500	256,500	300,500	327,600	365,300	423,000	462,500
49	230,700	257,700	301,800	328,900	366,700	424,600	463,500
50	232,100	259,200	303,200	330,300	368,100	426,100	464,200
51	233,500	260,600	304,600	331,600	369,500	427,600	465,000
52	234,900	262,000	306,000	333,000	370,900	429,100	465,800
53	236,200	263,500	307,500	334,400	372,400	430,500	466,700
54	237,500	265,100	308,900	335,800	373,600	432,000	467,500
55	238,800	266,700	310,300	337,200	374,800	433,400	468,300
56	240,100	268,200	311,700	338,600	376,000	434,800	469,100

57	241,300	269,800	312,800	339,500	377,100	435,900	470,000
58	242,600	271,400	314,100	340,800	378,100	436,800	
59	243,800	273,000	315,400	342,000	379,100	437,700	
60	245,100	274,600	316,800	343,300	380,100	438,400	
61	246,200	276,100	318,000	344,500	380,700	439,300	
62	247,500	277,600	319,300	345,400	381,500	440,200	
63	248,800	279,100	320,600	346,700	382,300	441,100	
64	250,100	280,600	321,900	348,000	383,100	442,000	
65	251,100	282,200	323,200	349,100	383,900	442,900	
66	252,400	283,700	324,500	350,300	384,600	443,700	
67	253,800	285,200	325,800	351,500	385,400	444,500	
68	255,200	286,700	327,100	352,600	386,100	445,300	
69	256,300	288,000	327,900	353,600	386,800	446,100	
70	257,600	289,500	329,000	354,700	387,400		
71	258,900	291,000	330,100	355,800	388,100		
72	260,200	292,500	331,000	356,900	388,700		
73	261,600	293,700	332,300	357,800	389,400		
74	262,900	295,100	333,000	358,900	389,900		
75	264,200	296,500	334,200	360,000	390,500		
76	265,500	297,900	335,400	361,100	391,000		
77	266,500	299,400	336,500	361,800	391,400		
78	267,650	300,700	337,700	362,600	392,000		
79	268,400	302,000	338,900	363,400	392,600		
80	269,150	303,300	340,100	364,200	393,000		
81	269,900	304,100	341,200	364,800	393,500		
82	270,425	305,300	342,300	365,300	394,100		
83	270,950	306,500	343,400	365,900	394,700		
84	271,475	307,800	344,500	366,400	395,300		
85	272,000	308,900	345,400	367,000	395,800		
86	272,450	310,100	346,400	367,500	396,400		
87	272,900	311,300	347,300	368,100	397,000		
88	273,350	312,500	348,300	368,600	397,600		
89	273,800	313,800	349,400	369,000	398,000		
90	274,225	315,000	350,200	369,500	398,500		
91	274,650	316,200	351,000	370,100	399,100		
92	275,075	317,400	351,800	370,600	399,700		
93	275,500	318,600	352,500	370,900	400,200		
94	275,900	319,225	353,100	371,400			
95	276,300	319,750	353,800	371,900			
96	276,700	320,275	354,400	372,200			
97	277,100	320,800	354,800	372,800			
98	277,450	321,275	355,200	373,300			
99	277,800	321,750	355,700	373,800			
100	278,150	322,225	356,100	374,300			
101	278,500	322,700	356,600	374,900			
102	278,825	323,100	357,000	375,400			
103	279,150	323,500	357,500	375,900			
104	279,475	323,900	357,900	376,300			
105	279,800	324,300	358,200	376,900			
106	280,100	324,675	358,700	377,400			
107	280,400	325,050	359,200	377,900			
108	280,700	325,425	359,500	378,400			
109	281,000	325,800	360,000	379,000			
110	281,275	326,100	360,500	379,500			
111	281,550	326,400	361,000	380,000			
112	281,825	326,700	361,500	380,500			
113	282,100	327,000	362,000	381,100			
114	282,350	327,275	362,500				
115	282,600	327,550	363,000				
116	282,850	327,825	363,400				

117	283,100	328,100	363,800				
118	283,350	328,350	364,300				
119	283,600	328,600	364,800				
120	283,850	328,850	365,300				
121	284,100	329,100	365,700				
122	284,300	329,325	366,200				
123	284,500	329,550	366,700				
124	284,700	329,775	367,200				
125	284,900	330,000	367,600				
126	285,100	330,175					
127	285,300	330,350					
128	285,500	330,525					
129	285,700	330,700					
130	285,875	330,875					
131	286,050	331,050					
132	286,225	331,225					
133	286,400	331,400					
134	286,575	331,550					
135	286,750	331,700					
136	286,925	331,850					
137	287,100	332,000					
138	287,250	332,125					
139	287,400	332,250					
140	287,550	332,375					
141	287,700	332,500					
142	287,825	332,600					
143	287,950	332,700					
144	288,075	332,800					
145	288,200	332,900					
146	288,350	333,000					
147	288,500	333,100					
148	288,650	333,200					
149	288,800	333,300					
150	288,900	333,400					
151	289,000	333,500					
152	289,100	333,600					
153	289,200	333,700					
154	289,300						
155	289,400						
156	289,500						
157	289,600						
158	289,700						
159	289,800						
160	289,900						
161	290,000						
162	290,100						
163	290,200						
164	290,300						
165	290,400						
166	290,500						
167	290,600						
168	290,700						
169	290,800						

別表第3(第3条関係)技能専門職給料表

	1級	2級	3級	4級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	123,900	197,000	249,500	281,000
2	124,800	198,400	250,900	282,900
3	125,800	199,800	252,200	284,700
4	126,700	201,200	253,500	286,600
5	127,700	202,600	254,600	288,500
6	128,700	204,100	255,900	290,400
7	129,700	205,500	257,200	292,200
8	130,700	207,000	258,500	294,100
9	131,500	208,500	259,600	295,800
10	132,500	210,100	260,900	297,600
11	133,500	211,700	262,200	299,400
12	134,600	213,300	263,500	301,200
13	135,400	214,700	264,600	302,800
14	136,400	216,400	265,800	304,500
15	137,400	218,100	267,000	306,200
16	138,400	219,700	268,100	307,800
17	139,500	221,100	269,200	309,400
18	140,700	222,300	270,400	311,100
19	141,900	223,500	271,500	312,800
20	143,100	224,700	272,600	314,500
21	144,200	226,000	273,600	315,800
22	145,400	227,600	274,700	317,200
23	146,600	229,200	275,800	318,600
24	147,800	230,800	276,900	320,100
25	149,000	232,400	278,000	321,600
26	150,500	233,900	279,100	323,100
27	152,000	235,400	280,200	324,600
28	153,500	236,900	281,300	326,000
29	154,900	238,300	282,400	327,600
30	156,400	239,700	283,500	328,900
31	157,900	241,100	284,500	330,200
32	159,400	242,400	285,500	331,400
33	160,900	243,600	286,400	332,500
34	162,700	245,000	287,500	333,500
35	164,500	246,300	288,600	334,600
36	166,300	247,700	289,700	335,800
37	168,100	249,000	290,400	337,000
38	169,800	250,400	291,300	338,200
39	171,500	251,800	292,200	339,400
40	173,200	253,200	293,200	340,600
41	174,800	254,400	294,100	341,700
42	176,200	255,700	295,100	342,900
43	177,600	257,000	296,100	344,100
44	179,000	258,300	297,000	345,300
45	180,500	259,300	297,800	346,200
46	182,000	260,400	298,700	347,300
47	183,600	261,600	299,600	348,400
48	185,200	262,800	300,500	349,500
49	186,900	264,100	301,200	350,600
50	188,100	265,300	301,900	351,600
51	189,400	266,500	302,700	352,600
52	190,600	267,500	303,500	353,600
53	192,000	268,600	304,100	354,500
54	193,100	269,800	304,900	355,400
55	194,300	271,000	305,600	356,300
56	195,500	272,200	306,300	357,200

57	196,700	273,200	307,000	358,000
58	197,900	274,300	307,800	358,900
59	198,900	275,400	308,600	359,800
60	200,000	276,400	309,300	360,700
61	201,000	277,500	309,900	361,500
62	202,200	278,600	310,600	362,400
63	203,400	279,700	311,300	363,300
64	204,500	280,800	312,000	364,200
65	205,700	281,700	312,500	364,800
66	207,000	282,500	313,100	365,400
67	208,300	283,300	313,700	366,000
68	209,600	284,200	314,300	366,600
69	210,900	285,100	314,900	367,000
70	212,200	285,900	315,300	
71	213,500	286,700	315,800	
72	214,800	287,400	316,300	
73	215,500	288,200	316,600	
74	216,900	289,000	317,100	
75	218,200	289,800	317,600	
76	219,600	290,600	318,100	
77	220,700	291,200	318,300	
78	222,000	291,800	318,700	
79	223,300	292,300	319,100	
80	224,500	292,700	319,500	
81	225,600	293,100	319,900	
82	226,800	293,600	320,300	
83	227,600	294,100	320,700	
84	228,400	294,600	321,100	
85	229,200	295,000	321,400	
86	229,750	295,600	321,800	
87	230,300	296,200	322,200	
88	230,850	296,800	322,500	
89	231,400	297,100	322,800	
90	231,925	297,600	323,200	
91	232,450	298,100	323,500	
92	232,975	298,600	323,900	
93	233,500	299,000	324,100	
94	233,975	299,500	324,400	
95	234,450	300,000	324,700	
96	234,925	300,500	325,100	
97	235,400	300,800	325,400	
98	235,825	301,200	325,700	
99	236,250	301,700	326,000	
100	236,675	302,200	326,300	
101	237,100	302,600	326,600	
102	237,525	303,000		
103	237,950	303,400		
104	238,375	303,800		
105	238,800	304,100		
106	239,175	304,500		
107	239,550	304,900		
108	239,925	305,300		
109	240,300	305,600		
110	240,650	306,000		
111	241,000	306,400		
112	241,350	306,800		
113	241,700	307,000		
114	242,025	307,400		
115	242,350	307,800		
116	242,675	308,100		

117	243,000	308,400		
118	243,300	308,800		
119	243,600	309,100		
120	243,900	309,400		
121	244,200	309,600		
122	244,475	310,000		
123	244,750	310,300		
124	245,025	310,600		
125	245,300	310,800		
126	245,575	311,200		
127	245,850	311,500		
128	246,125	311,800		
129	246,400	312,000		
130	246,625	312,400		
131	246,850	312,800		
132	247,075	313,200		
133	247,300	313,400		
134	247,525			
135	247,750			
136	247,975			
137	248,200			
138	248,400			
139	248,600			
140	248,800			
141	249,000			
142	249,200			
143	249,400			
144	249,600			
145	249,800			
146	249,975			
147	250,150			
148	250,325			
149	250,500			
150	250,650			
151	250,800			
152	250,950			
153	251,100			
154	251,250			
155	251,400			
156	251,550			
157	251,700			
158	251,850			
159	252,000			
160	252,150			
161	252,300			
162	252,425			
163	252,550			
164	252,675			
165	252,800			
166	252,925			
167	253,050			
168	253,175			
169	253,300			
170	253,400			
171	253,500			
172	253,600			
173	253,700			
174	253,800			
175	253,900			
176	254,000			
177	254,100			

別表第4（第22条関係）管理職手当

支給の 区分	支給月額	職員	
		職の区分	職務の等級
2種	109,600円	医療職、事務職	特1等級の職務にある者のうち別に理事長が定める者
3種	84,700円	医療職、事務職	1等級の職務にある者のうち別に理事長が定める者
4種	68,600円	医療職、事務職	2等級の職務にある者のうち別に理事長が定める者
5種	52,400円	医療職、事務職	3等級の職務にある者のうち別に理事長が定める者